④　不正な操作を防ぐため、個人データを取り扱う端末に付与する機能を、業務上の必要性に基づくものに限定すること。

⑤　入館（室）者による不正行為の防止のため、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館（室）管理を実施すること。

⑥　盗難等の防止のための措置を講ずること。

⑦　情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置を講ずること。

第６の４の本文中「事業の性質及び」を「委託する事業の規模及び性質並びに」に改め、同４の(2)の②中「報告すること。」を「事前報告又は承認を求めること。」に改め、同②に次のように加える。

⑨　委託先において契約内容が遵守されなかった場合の措置について明記すること。

第６の４中②を③とし、①の次に次のように加える。

(2)　委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条で求められるものと同等であることを確認するため、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報保護管理者等が、適切に評価することが望ましいこと。

第６の４に次のように加える。

(4)　委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するため、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

(5)　委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

○厚生労働省告示第四百五十五号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドライン（平成二十四年厚生労働省告示第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二十五日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第１中「以下「基本方針」という」を「平成20年４月及び平成21年９月一部変更」に改める。

第５の１に次の段落を加える。

第三者からの提供（法第23条第１項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（個人情報の保護に関する法律施行令第２条第２号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。

第６の２①中「き損」を「毀損」に「事業の性質、個人データの取扱状況及び」を「事業の規模及び性質、個人データの取扱状況並びに」に改める。

第６の２②中「のために」を「として」に改め、次のように加える。

ト　責任の所在の明確化のための措置

チ　新たなリスクに対応するための安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備（例えば、外部の情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者を適宜活用し、労働組合内の対応を監査・評価させ、その結果に応じた対策を講ずること等）

リ　漏えい等に早期に対処するための体制整備（例えば、漏えい等が発生した場合又は発生のおそれがある場合の連絡体制の整備等）

第６の２③中「のために」を「として」に改め、「及び委託契約時」を加える。

第６の２④中「のために」を「として」に改め、同④ハ中「入退館（室）管理の実施」を「入館（室）者による不正行為防止のための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館（室）管理の実施及び記録の保存」に改め、同④ロ中「対策」の下に「（例えば、カメラによる撮影や作業への立会い等による記録又はモニタリングや、記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止又は検査の実施等）」を加える。

第６の２④に次のように加える。

ニ　不正な操作を防ぐための、個人データを取り扱う端末に付与する機能の業務上の必要性に基づく限定（例えば、スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限及び機器の更新への対応等）

第６の２⑤中「のために」を「として」に改め、同⑤ハ中「記録」の下に「及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認」を加え、同⑤チ中「の監視」を「へのアクセス状況を監視するシステムの構築、当該監視システムの動作の定期的な確認」に改める。

第６の２⑤に次のように加える。

リ　ソフトウェアに関するぜい弱性対策（セキュリティパッチの適用、当該情報システム固有のぜい弱性の発見及びその修正等）

第６の４①を削り、同②中「事業の性質及び個人データの取扱い」を「委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱」に改め、同②を同①とし、同①の次に次のように加える。

(2)　労働組合は、委託先の選定に当たり委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条で求められるものと同等であることを確認するため、個人情報保護管理者等をして委託先の体制や規程等を確認させることに加え、必要に応じて、個人データを取り扱う場所に赴かせ又はこれに代わる合理的な方法による確認を行わせた上で、委託先の当該措置について適切に評価させることが望ましい。

第６の４③中「次に掲げる事項について、委託契約時に委託の内容に応じて明確化する」を「委託契約等において次に示す事項について定める」に改める。

第６の４③イに次のように加える。

(ｲ)　委託先において個人データを取り扱う者（委託先で作業する委託先の作業者以外の者を含む。）

(ﾄ)　委託先において講ずべき安全管理措置の内容

第６の４③ロ中「報告とその方法」を「文書による事前報告又は承認」に改める。

第６の４③中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、次のように加える。

ヘ　安全管理に関する事項が遵守されずに個人データが漏えいした場合の損害賠償に関する事項

第６の４に次のように加える。

(4)　労働組合は委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するため、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者等が、委託内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

(5)　委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して法第22条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

第12の２中「第４（」を「第４　法第５条の４に関する事項（」に改める。